

対象文書	非開示部分	非開示理由
指導経過記録票 受付番号 〇〇	全ての【相談主訴】	【東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号】 児童相談所の評価、判断に関する情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより、関係者の信頼関係が損なわれ、又は相談業務の遂行に支障が生じるおそれがある。
	面接調査日時：令和〇.〇.〇 〇:〇 【詳細】の一部 面接調査日時：令和〇.〇.〇 〇:〇 【詳細】の一部 面接調査日時：令和〇.〇.〇 〇:〇 【要旨】の一部 面接調査日時：令和〇.〇.〇 〇:〇 【詳細】の一部 面接調査日時：令和〇.〇.〇 〇:〇 【詳細】の一部 面接調査日時：令和〇.〇.〇 〇:〇 【要旨】の一部 面接調査日時：令和〇.〇.〇 〇:〇 【詳細】の一部 面接調査日時：令和〇.〇.〇 〇:〇 【詳細】の一部 面接調査日時：令和〇.〇.〇 〇:〇 【要旨】の一部 面接調査日時：令和〇.〇.〇 〇:〇 【要旨】の一部 面接調査日時：令和〇.〇.〇 〇:〇 【要旨】の一部 面接調査日時：令和〇.〇.〇 〇:〇 【詳細】の一部 面接調査日時：令和〇.〇.〇 〇:〇 【要旨】の一部 【詳細】の一部 面接調査日時：令和〇.〇.〇 〇:〇 【要旨】の一部 面接調査日時：令和〇.〇.〇 〇:〇 【要旨】の一部	【東京都個人情報の保護に関する条例第 16 条第 6 号】 児童相談所の評価、判断に関する情報又は児童相談所の相談業務の詳細に関する情報であり、開示することにより、関係者の信頼関係が損なわれ、又は相談業務の遂行に支障が生じるおそれがある。